札幌市交通局発注工事における社会保険等未加入対策について

札幌市交通局では、社会保険等未加入対策として、平成 29 年4月7日以後に告示する工事から、一次下請負人(下請業者)、平成 30 年4月6日以後に告示する工事から、二次以下の下請負人(下請業者)について、社会保険等の加入業者に限定する取組を実施しております。

二次以下の下請負人(下請業者)が、社会保険等の未加入業者と確認された場合、受注者(元請業者)に対するペナルティ措置は、平成30年度は行わないこととしておりましたが、平成31年4月1日以後に告示する工事から、受注者(元請業者)に対するペナルティ措置を実施することといたします。

下請負人(下請業者)が社会保険等に加入していない場合の取扱いについて

下請負人(下請業者)が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合は、受注者(元請業者)に対して、札幌市交通局が指定する期間内(概ね1か月程度)に、当該下請負人が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類^{※1}を提出するよう、受注者に対して文書で請求します。

- ■**指定する期間内に加入確認書類を提出した場合** 受注者(元請業者)に対するペナルティ措置はありません。
- ■指定する期間内に加入確認書類を提出できなかった場合

全ての下請負人(下請業者)が加入手続きをせず、契約違反状態が継続している場合は、 受注者(元請業者)に対して、参加停止措置^{*2}と工事成績評定の減点^{*3}をします。

- ※1:加入手続きを済ませた事実を確認できる書類
 - *健康保険・厚生年金保険の場合:「適用通知書」「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」など
 - *雇用保険の場合:「雇用保険適用事業所設置届事業主控」など
- ※2:契約違反等による参加停止措置(期間は2週間~4月)
- ※3: 法令遵守等の参加停止措置等による減点(参加停止期間に応じて△10点~△20点)

参照

【札幌市発注工事における社会保険等未加入対策について】

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/sonota/shakaihoken.html

お問い合わせ先: 札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709